

由布市保育所等入所選考基準表

基準点	保護者の状況(同居の家族、その他の者が保育することができないと認められる場合)		点数
	類 型	細 目	
	居宅外労働(自営で居宅外労働をする者を含む)	週5日以上かつ昼間7時間以上の就労を常態としている場合	20
		週5日以上かつ昼間4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	18
		週4日以上かつ昼間4時間以上の就労を常態としている場合	16
		上記以外で就労形態から明らかに保育できないと認められる場合	14
	居宅内労働(危険なものを扱う業種とは、火気、刃物、機械、劇薬等)	危険なものを扱う業種で週5日以上かつ昼間7時間以上の就労を常態としている場合	20
		週5日以上かつ昼間7時間以上の就労を常態としている場合	18
		危険なものを扱う業種で週4日以上かつ昼間4時間以上の就労を常態としている場合	16
		週4日以上かつ昼間4時間以上の就労を常態としている場合	14
		上記以外で就労形態から明らかに保育できないと認められる場合	14
	産前産後	出産予定月をはさんで前後2月合計5月以内の場合	16
	疾 病 負 傷 障がい (保護者)	入院しているかまたは決定している場合	20
		全治1月以上の安静加療を要する場合(常時寝たきり、精神性、感染症)	20
		身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の場合	20
		療養のため保育できない場合(2週間に1回の通院を基準)	16
		上記以外で診断書から明らかに保育できないと認められる場合	16
	介 護・看 護 (同居の親族に限る)	入院している家族に常時付き添っている場合	20
		常時寝たきりとなっている家族が自宅療養しており、付き添っている場合	16
		身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の場合	16
		上記以外で、診断書から明らかに介護が必要と認められる場合	14
	災 害	震災時による家屋の損傷その他災害復旧のために保育ができない場合	20
	市長による特例	「災害」の場合を除き、震災等でその家族を失ったり、家屋の損傷のため復旧の間保育ができない場合	20
		両親の死亡や行方不明、拘禁のため不存在の場合	20
		就学、技能習得等のため保育ができない場合(自動車教習所・通信制学校等は不可)	16
		保護者が求職のため昼間外出を常態としている場合(入所期間は2月以内)	10
		児童虐待の防止等に寄与するため、特別の支援を要すると認められる場合	※
		緊急の支援を要すると認められる世帯	※
		市内待機児童解消に向けた入所選考	※
		上記以外で明らかに保育できないと認められる場合	14

「※」については、児童福祉法の観点及び当該児童・世帯の状況を踏まえ、個別に判断する。

調整点	内容	点数
	入所施設に入所希望月時点できょうだいが入所している	3
	育児休業からの復職に伴う入所申請	3
	生活保護の適用世帯	1
	きょうだい同時での申し込み	1
	きょうだいが在園している保育施設への転園申請 ※年度当初入所のみ適用	2

上記の調整点とは別で以下2点については優先して入所決定します。

①保護者が由布市内の認可保育施設において保育士等として勤務している、または入所月からの勤務が決定している場合 ※新規入所のみ

②ひとり親家庭

同一点数時の優先調整順位	
1	保護者の雇用契約上の1月当たりの就労時間の合計が長い方
2	入所希望月の保育料・副食費の算定対象年度における算定対象者の合計収入が低い方